

「中高生の海外帶同、そのリスクと課題」



脇田 孝豪

1. 教育相談の基本スタンスを考える

A. 学校現場での対応の一番の違いは？

B. 教育相談の対応における心掛けは？

社員 / 配偶者 / 子ども(相談対象) /

そして、その子どもの兄弟姉妹…

「子どもの最善の利益」！！！

C. そもそも「家族帯同か？」「単身赴任か？」

最後は当事者判断だが、会社スタンスは？！

2. 最も難儀でヤヤコシイ相談は？ －中高生の現地校・インター校編入と帰国－

A. 赴任・帯同のとき…

Grade(米系、英系はYear)は？

B. 家族のみ帰国 or 外地間転勤のとき…

どのタイミングで帰国受験？編入学？

C. 「急な」帰任・帰国のとき…

帰国編入学は可能か、どうか？

小中学校(義務教育)年齢では当該年齢の学年に編入学。

国内高校では、「入学資格」と「卒業資格」が問われるのだ！

3. 実際の教育相談事例から・・

P 1 さんの場合、(= 子どもは国内中学校の3年生)

・・「**滞同の時期と海外学校は？**」

国内高校への受験(中学校教育の総仕上げ)が課題では？！

P 2 さんの場合、(= 子どもは日本人学校の中學2年生と小学6年生)

・・「**外地間転勤、インターナショナルか国内高校か？**」

中期的な展望(大学進学等)のもと、十分な赴任期間が課題では？！

P 3 さんの場合、(= 子どもは国内高校から米国現地校へ編入学、急遽の帰任)

・・「**滞同後の急遽の帰任、編入高校は？**」

国内大学への入学資格(帰国生枠受験の前提)取得のためには？！

4. なぜ、こうなるのか？

- 日本の学校教育制度の特徴を考える -

A. 「学習指導要領」に基づく教育課程(カリキュラム)

(小・中・高の全教科・科目の内容と順序の体系)

検定教科書制度と相まって、日本人学校を含めて全国共通！

- (1). 日本人学校を含め、転編入学しても、学習の接続が容易。
- (2). 反面、海外学校や、病気や家庭事情や「荒れ」などで、
前の修得が不十分だと、次の学び直しが非常にしにくい！！

B. 小中教育(義務教育)と高校教育に大きな段差

- (1). 小中公立学校は市町村立、公立高校は都道府県立が主流
…戦後教育のモデルとなつたはずの米国の公立学校では、
6・3・3制だけでなく、6・2・4制、5・3・4制など極めて多様。
- (2). 教育課程の「履修」と「修得」(高校は資格認定等が厳しい！)

5. 国内高校への入学資格は？

資料（「学校教育法施行規則」抜粋）参照！

「第91条」から…「第一学年の途中又は第二学年異常に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。」

「第95条」から…「高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」

「一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者」

「二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者」

6. 国内高校の卒業資格の認定は？

資料（「高等学校…標準単位数」新旧比較）参照！

『学校教育法施行規則』「第96条」から
「校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。」

つまり、海外学校で修得した教科・科目を「読み替え」、その上で、卒業認定に必要な教科・科目の修得のために、「残り何年の学校在籍が必要か？」を判断して、校長は編入学年を決めることになる。

なぜ、「高校2年の第2学期当初」が、
編入学受入れの最終リミットとなりがちなのか？